

# 教職員のための子育てリーフレット

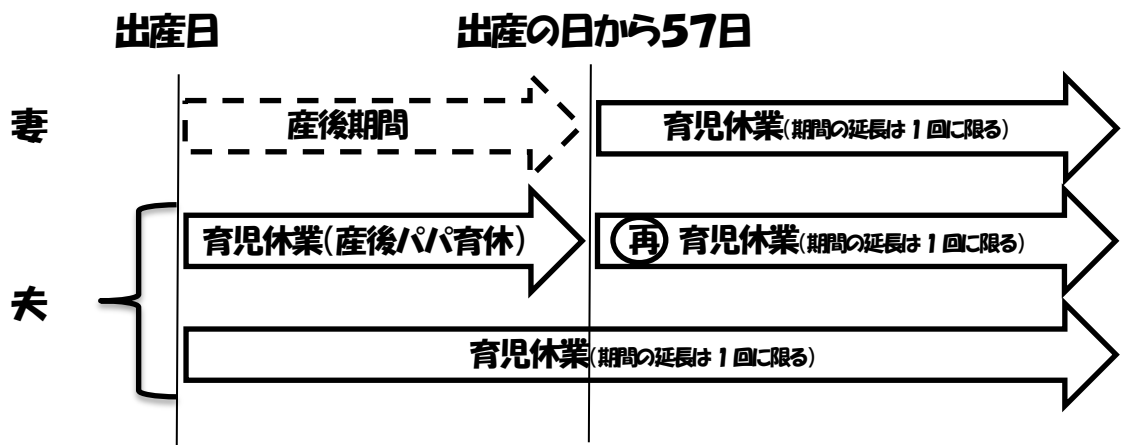


この「教職員のための子育てリーフレット」は、教職員が活用できる両立支援制度を分かりやすくまとめたものです。

このリーフレットを仕事と子育ての両立のための道しるべとしてご活用いただければ幸いです。

配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中であっても育児休業が取得できます。(男性は配偶者の出産日から育児休業(産後パパ育休)が取得できます。)

## 【産後パパ育休 イメージ図】



子育て関連休暇・制度一覧

《女性職員の場合》

妊娠期間



出産

子育て期間



	特別休暇	特別休暇	特別休暇	特別休暇	特別休暇	休業	特別休暇	休業	休業	特別休暇
	保健指導又は健康診査を受けるための休暇	通勤緩和のための休暇	妊娠障害のため勤務困難な場合の休暇	産前休暇	産後休暇	育児休業	育児時間休暇	育児短時間勤務	部分休業	子の看護休暇
取得事由・期間など	母子保健法に基づく保健指導や健康診査を受ける場合(妊娠期間等により取得可能回数は異なる)	通勤混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合(勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間以内)	妊娠障害のため勤務することが困難な場合(14日以内)	8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)以内に出産する予定である場合	出産した場合	子を養育するため、一定期間休業することができる制度	生児を育てる場合(1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間)	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することができる制度(あらかじめ定められた勤務形態から選択)	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日当たり2時間以内)	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子を看護する必要がある場合に認められる休暇(5日(子が2人以上で10日)以内)
時期、子の対象期間	妊娠中又は出産後1年以内	妊娠中	14日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	出産の日までの請求した期間	出産の日の翌日から8週間	3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	生後3年に達しない期間	小学校就学の始期に達するまで	小学校就学の始期に達するまで	中学校就学の始期に達するまで
単位	1時間	1時間以内で必要と認める時間	1日、1時間	1日	1日		1日2回まで、1回30分、45分、60分又は90分		30分	1日、1時間
有給・無給	有給	有給	有給	有給	有給	無給	有給	勤務しない時間無給	勤務しない時間無給	有給

※また、子育て期間中は、①深夜勤務の制限、②時間外勤務の制限、③時間外勤務の免除の制度もあります。

《男性職員の場合》



配偶者の出産

子育て期間



	特別休暇	特別休暇	休業	特別休暇	休業	休業	特別休暇
	出産補助休暇	男性の育児参加休暇	「産後バビ育休」	育児休業	育児時間休暇	育児短時間勤務	子の看護休暇
取得事由・期間など	配偶者の出産に伴う入院・退院の付き添い等を行う場合(3日)	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合(5日)	子を養育するため、一定期間(出生の日から最大57日間)休業することができる制度	子を養育するため、一定期間休業することができる制度 ※「産後バビ育休」を取得した場合、再度の育児休業が取得可能	生児を育てる場合(1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間)	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することができる制度(あらかじめ定められた勤務形態から選択)	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子を看護する必要がある場合に認められる休暇(5日(子が2人以上で10日)以内)
時期、子の対象期間	配偶者の出産前後	配偶者の出産前後	配偶者の出産日から最大57日間	3歳に達する日(満3歳の誕生日の前日)まで	生後3年に達しない期間	小学校就学の始期に達するまで	中学校就学の始期に達するまで
単位	1日、1時間	1日、1時間			1日2回まで、1回30分、45分、60分又は90分		1日、1時間
有給・無給	有給	有給	無給	無給	有給	勤務しない時間は無給	有給

※また、子育て期間中は、①深夜勤務の制限、②時間外勤務の制限、③時間外勤務の免除の制度もあります。

チェックリスト【県立学校用】

【女性職員の場合】

場 合	利用できる制度や必要な手続きなど	チェック欄
妊娠したとき	①所属長へ妊娠したこと及び出産予定日を報告します。	
	②育児休業(又は育児短時間勤務)の取得予定の有無を伝えます。	
妊娠中	③必要に応じて、妊娠中に認められる制度が利用できます。	
産前休暇を取得する場合	④産前休暇を取得する前までに「産前休暇届願」を提出します。	
出産した場合	⑤所属へ出産したことを報告します。その後速やかに「産後休暇届」を提出します。	
育児休業(又は育児短時間勤務)をする場合	⑥所属を通じ「育児休業承認請求書」(又は「育児短時間勤務承認請求書」)を学校人事課へ提出(学校人事課への提出は育児休業(又は育児短時間勤務)を取得する1か月前まで)します。	
	⑦所属長から、育児休業(又は育児短時間勤務)に係る辞令書を受け取ります。	
育児休業中	⑧所属と定期的に連絡をとります。職場の情報等の提供を受けます。	
育児休業(又は産後休暇)から復帰する場合	⑨復帰後に利用できる両立支援制度(育児短時間勤務、部分休業、育児時間休暇など)を確認します。利用予定がある場合は、事前に所属に伝えます。 ※育児休業に引き続き育児短時間勤務をする場合は、上記⑥の手続きを参照。	
育児休業(又は産後休暇)から復帰した後(復帰後の子育て期間中)	⑩必要に応じて、子育て期間中に認められる制度(育児時間休暇、子の看護休暇など)が利用できます。	

※制度利用の際は証明書類の提出が必要な場合があります。所属校までお尋ねください。  
※出産費や育児休業手当金等の請求を行う予定があるときは、所属校と連絡を取りましょう。

【男性職員の場合】

場 合	利用できる制度や必要な手続きなど	チェック欄
配偶者が妊娠したとき	①所属長へ妊娠したこと及び出産予定日を報告します。	
	②育児休業(又は育児短時間勤務)の取得予定の有無を伝えます。	
職員の配偶者の出産予定日から8週間前(多胎は14週間前)～出産日まで	③出産補助休暇や育児参加休暇を取得します。	
育児休業(又は育児短時間勤務)をする場合 ※「産後パパ育休」子の出生の日から最大57日間の育児休業をする場合(再度の育児休業が取得可能)	④所属を通じ「育児休業承認請求書」(又は「育児短時間勤務承認請求書」)を学校人事課へ提出(学校人事課への提出は育児休業(又は育児短時間勤務)を取得する1か月前まで)します。 ※「産後パパ育休」の手続きについては、通常の「育児休業」と同様。	
	⑤所属長から、育児休業(又は育児短時間勤務)に係る辞令書を受け取ります。	
育児休業中	⑧所属と定期的に連絡をとります。職場の情報等の提供を受けます。	
育児休業から復帰する場合	⑦復帰後に利用できる両立支援制度(育児短時間勤務、部分休業、育児時間休暇など)を確認します。利用予定がある場合は、事前に所属に伝えます。 ※育児休業に引き続き育児短時間勤務をする場合は、上記④の手続きを参照。	
育児休業から復帰した後(復帰後の子育て期間中)	⑧必要に応じて、子育て期間中に認められる制度(育児時間休暇、子の看護休暇など)が利用できます。	

※制度利用の際は証明書類の提出が必要な場合がありますので御注意ください。

## チェックリスト【小中学校用】

### 【女性職員の場合】

場 合	利用できる制度や必要な手続きなど	チェック欄
妊娠したとき	①所属長へ妊娠したこと及び出産予定日を報告します。	
	②育児休業（又は育児短時間勤務）の取得予定の有無を伝えます。	
妊娠中	③必要に応じて、妊娠中に認められる制度（妊娠障害休暇など）が利用できます。	
産前休暇を取得する場合	④産前休暇を取得する前までに「産前休暇願」を提出します。	
出産した場合	⑤所属長へ出産したことを報告します。その後速やかに「産後休暇願」を提出します。	
育児休業をする場合	⑥市町村教育委員会を通じ教育事務所へ「育児休業承認請求書」を提出します。	
	⑦所属長から、育児休業に係る辞令書を受け取ります。	
育児短時間勤務をする場合	⑧市町村教育委員会、教育事務所を通じ学校人事課へ「育児短時間勤務承認請求書」を提出します。（学校人事課への提出は育児短時間勤務を取得する概ね1ヶ月前まで）	
	⑨所属長から、育児短時間勤務に係る辞令書を受け取ります。	
育児休業中	⑩所属長と定期的に連絡をとります。職場の情報等の提供を受けます。	
育児休業（又は産後休暇）から復帰する場合	⑪復帰後に利用できる両立支援制度（育児短時間勤務、部分休業、育児時間休暇など）を確認します。利用予定がある場合は、事前に所属長に伝えます。 ※育児休業に引き続き育児短時間勤務をする場合は、上記⑧の手続きを参照。	
育児休業（又は産後休暇）から復帰した後（復帰後の子育て期間中）	⑫必要に応じて、子育て期間中に認められる制度（育児時間休暇、子の看護休暇など）が利用できます。	

※制度利用の際は証明書類の提出が必要な場合がありますので御注意ください。

※出産費や育児休業手当金等の請求を行う予定があるときは、所属校と連絡を取りましょう。

※届出や申請についての詳細は、それぞれの市町村教育委員会にお問い合わせください。

### 【男性職員の場合】

場 合	利用できる制度や必要な手続きなど	チェック欄
配偶者が妊娠したとき	①所属長へ妊娠したこと及び出産予定日を報告します。	
	②育児休業（又は育児短時間勤務）の取得予定の有無を伝えます。	
職員の配偶者の出産予定日から8週間前（多胎は14週間前）～当該出産の日後8週間を経過する日まで	③出産補助休暇や育児参加休暇を取得ができます。	
育児休業をする場合 ※「産後パパ育休」 子の出生の日から最大57日間の育児休業をする場合（再度の育児休業が取得可能）	④市町村教育委員会を通じ教育事務所へ「育児休業承認請求書」を提出します。 ※「産後パパ育休」の手続きについては、通常の「育児休業」と同様。	
	⑤所属長から、育児休業に係る辞令書を受け取ります。	
育児短時間勤務をする場合	⑥市町村教育委員会、教育事務所を通じ学校人事課へ「育児短時間勤務承認請求書」を提出します。（学校人事課への提出は育児短時間勤務を取得する概ね1ヶ月前まで）	
	⑦所属長から、育児短時間勤務に係る辞令書を受け取ります。	
育児休業中	⑧所属長と定期的に連絡をとります。職場の情報等の提供を受けます	
育児休業から復帰する場合	⑨復帰後に利用できる両立支援制度（育児短時間勤務、部分休業、育児時間休暇など）を確認します。利用予定がある場合は、事前に所属長に伝えます。 ※育児休業に引き続き育児短時間勤務をする場合は、上記⑥の手続きを参照。	
育児休業から復帰した後（復帰後の子育て期間中）	⑩必要に応じて、子育て期間中に認められる制度（育児時間休暇、子の看護休暇など）が利用できます。	

※制度利用の際は証明書類の提出が必要な場合がありますので御注意ください。

※届出や申請についての詳細は、それぞれの市町村教育委員会にお問い合わせください。